

国立大学法人等を国とみなして準用する法令

注) 独立行政法人国立高等専門学校機構についても国とみなすこととする規定については、 を付している。

法律名	所管省庁	条・項・号	「国」とみなすことによる効果
船舶安全法	国土交通省	第29条の4第1項	船舶検査に係る手数料等が免除される。
教育基本法	文部科学省	第4条第2項	国立大学附属学校における義務教育については授業料を徴収しない
		第9条第2項	国立大学法人が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない
児童福祉法	厚生労働省	第21条の9第4項	国立大学病院は「指定療育機関」の指定の対象となる
大麻取締法	厚生労働省	第22条の3第2項～第4項	国立大学病院は犯罪鑑識の用に供する大麻の交付を受けることができる
医療法	厚生労働省	第4条第1項	国立大学病院は、国の開設する病院として地域医療支援病院の承認を受けることができる
		第6条	国立大学病院は国の開設する病院として医療法上の特例の対象となる
身体障害者福祉法	厚生労働省	第19条の2第1項	国立大学病院は更生医療を担当する医療機関の指定の対象となる
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	厚生労働省	第19条の8	国立大学病院は精神病院に代わる施設としての指定の対象外となる。
		第29条第1項及び第4項、第29条の6第1項、第29条の7	国立大学病院は、原則として、都道府県知事が入院措置の対象とした精神障害者を入院させる義務を負うこととなる
漁港漁場整備法	農林水産省	第39条第4項、第39条の5第1項	国立大学法人が漁港の区域内の水域において水面の占用等をする場合には、許可は必要なく、漁港管理者に協議をすることをもって足り、また、占用料は徴収されない。
生活保護法	厚生労働省	第49条	国立大学病院は医療扶助のための医療を担当する機関としての指定の対象となる。
建築基準法	国土交通省	第18条	国立大学法人の建築物については、建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続きの特例の対象となる。
		第87条第1項、第87条の2、第88条第1～3項、第90条第3項	国立大学法人については、建築物の用途の変更や、建築設備、工作物等についての特例の対象とする。
港湾法	国土交通省	第37条第3・4項	国立大学法人が港湾区域内の水域において水面の占用等をする場合には、許可は必要なく、港湾管理者に協議をすることをもって足り、また、占用料は徴収されない。

		第38条の2第1項及び第9・10項	国立大学法人が臨港地区内において一定の面積以上の事業場の新設等を行う場合には、届出は必要なく、港湾管理者への通知で足りる。
結核予防法	厚生労働省	第36条第1項	国立大学病院は結核予防法上の指定医療機関としての指定の対象となる。
道路運送車両法	国土交通省	第102条第1項	登録申請手数料等を免除される。
土地収用法	国土交通省	第11条第1項ただし書、第15条第1項	国立大学法人が起業者である場合には、事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入る際、許可は必要なく、都道府県知事にあらかじめ通知をすることをもって足りる。
		第17条第1項第1号	国立大学法人が起業者である場合には、事業の認定に関する処分は国土交通大臣が行う。
		第21条	国立大学法人は国土交通大臣等の意見の聴取の対象となる。
		第82条第5・6項、第83条第3項、第84条第3項、第122条第1項ただし書、第138条第1項	国立大学法人は替地として相当と認めるものの譲渡の斡旋を申請できることとなるほか、土地収用法上の特例の対象となる。
		第125条第1項ただし書	国立大学法人が起業者である場合には、事業の認定を申請する際の手数料が免除となる。
覚せい剤取締法	厚生労働省	第30条の15	国立大学病院に対する指定が失効した場合等に、措置義務を負うのは国立大学病院の管理者となる。
		第34条の3第2項及び第3項	国立大学病院は覚せい剤原料の交付を受けることができることとなる
		第35条第1項及び第3項、第36条、第37条	国立大学病院は覚せい剤施用機関の指定の対象となり、また、国の機関についての特例の対象となる
麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	第50条の5	国立大学病院については厚生労働大臣が向精神薬試験研究施設の登録を行うこととなる。
都市公園法	国土交通省	第9条、第23条第3項	国立大学法人が行う事業のために都市公園(又は公園予定地)を占有する場合は、許可は必要なく、公園管理者との協議が成立することをもって足りる。
海岸法	国土交通省	第10条第2項	国立大学法人が海岸を占有する場合には、許可は必要なく、海岸管理者に協議することをもって足りる。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	文部科学省・経済産業省	第76条	承認を受ける際の手数料等を免除される。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	文部科学省	第50条	承認を受ける際の手数料等を免除される。

銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第3条第1項第2号及び第2号の2	国立大学法人の職員は、試験もしくは研究のため、又は公衆の観覧に供するために銃砲又は刀剣類を所持することができることとなる。
地すべり等防止法	農林水産省・国土交通省	第11条第2項、第20条第2項、第23条第5項、第45条第1項	国立大学法人が地すべり防止工事を実施する際は、都道府県知事の承認は必要なく、協議をすることをもって足りるなど、特例の対象となる。
下水道法	国土交通省	第41条	国立大学法人が下水道に工作物を設置する場合等においては、許可は必要なく、下水道管理者と協議することをもって足りる。
宅地造成等規制法	国土交通省	第11条	国立大学法人が宅地造成工事規制区域内において行う工事については、許可は必要なく、都道府県知事との協議が成立することをもって足りる。
河川法	国土交通省	第95条、第100条第1項	国立大学法人が河川工事等を行う場合においては、承認や許可は必要なく、河川管理者との協議が成立することをもって足りる。
母子保健法	厚生労働省	第20条第5項	国立大学病院は養育医療機関の指定の対象となる。
古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法	国土交通省	第7条第3項、第8条第8項	国立大学法人が歴史的風土保存区域において建築物の新設等を行う場合には、届出は必要なく、通知で足りる。また、特別保存地区において建築物の新築等を行う場合には、許可は必要なく、府県知事との協議をもって足りる。
都市計画法	国土交通省	第42条第2項	国立大学法人が開発許可を受けた開発区域内において予定建築物以外の建築物を新築する等の場合には、許可は必要なく、都道府県知事等との協議の成立をもって足りる。
		第52条の2第2項	国立大学法人が市街地開発事業等予定区域において建築物の建築等を行う際には、許可は必要なく、都道府県知事等との協議が成立することをもって足りる。
		第53条第2項、第57条の3第1項	国立大学法人が都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内等において建築物の建築等をする際には、許可は必要なく、都道府県知事等との協議が成立することをもって足りる。
		第58条の2第1項第3号	国立大学法人が地区計画の区域内において建築物の建築等を行う際には、届出は必要ない。
		第58条の6第1項	国立大学法人の所有する土地については、遊休土地であってもその旨の通知を受けることはない。
		第59条第3・4項、第63条第1項	国立大学法人は、国土交通大臣の承認を受けて国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができることとなる。
		第65条第3項	都市計画事業地内において、建築物の建築等をする際には、許可は必要なく、都道府県知事等との協議が成立することをもって足りる。
		第80条第1項	国立大学法人は国土交通大臣による報告及び資料の提出要求、勧告又は助言の対象外となる。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省	第7条第4項、第13条	国立大学法人が急傾斜地崩壊危険区域内において施設の設置等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。

著作権法	文部科学省	第70条第2項、第78条第5項及び第107条第2項	裁定に関する申請手数料を免除される。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第51条の3第1項	船舶検査に係る手数料等が免除される。
都市緑地保全法	国土交通省	第5条第8項	国立大学法人が緑地保全地区において建築物の新築等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。
幹線道路の沿道の整備に関する法律	国土交通省	第10条第1項第3号	国立大学法人が沿道地区計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。
船舶のトン数の測度に関する法律	国土交通省	第10条	国際トン数証書交付等手数料を免除される。
半導体集積回路の回路配置に関する法律	経済産業省	第49条第3項	登録手数料を免除される。
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	文部科学省	第26条	登録手数料を免除される。
集落地域整備法	国土交通省	第6条第1項第3号	国立大学法人が集落地域計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。
看護師等の人材確保の促進に関する法律	厚生労働省	第13条	国立大学病院が看護師等確保推進者を置いたときは、届出は必要なく、都道府県知事への届出をもって足りるなどの特例が適用される。
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	国土交通省	第4条第2項	国立大学法人は、所管行政庁の是正命令の対象外となる。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省	第33条第1項第3号	国立大学法人が防災街区整備地区計画の区域内において、建築物の新築等を行う場合には、届出は必要ない。
原子力災害対策特別措置法	文部科学省	第39条	国立大学法人が検査を受ける際の手数料が免除となる。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土交通省	第14条	国立大学法人が特別警戒区域内において施設の設置等を行う場合には、許可は必要なく、都道府県知事に協議することをもって足りる。
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	国土交通省・環境省	第11条	国立大学法人が対象建設工事を行う場合には、届出は必要なく、通知をもって足りる。
小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省	第29条第1項	登録手数料等を免除される。
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	厚生労働省	第16条第1項	国立大学病院は指定医療機関の指定の対象となる。

医療法施行令	厚生労働省	第1条、第3条第1項、第4条の5	国立大学病院は国の開設する病院として医療法上の特例の対象となる
身体障害者福祉法施行令	厚生労働省	第23条	国立大学病院は機関の名称又は所在地の変更等について、所在地の都道府県知事に届け出る必要がない
診療放射線技師法施行令	厚生労働省	第14条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。
保健師助産師看護師法施行令	厚生労働省	第21条	国の設置する学校に係る特例の適用対象となる。
歯科技工士法施行令	厚生労働省	第17条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。
毒物及び劇物取締法施行令	厚生労働省	第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号、第28条第1号イ	国立大学は、国の機関として、毒物使用者となることができる。
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令	厚生労働省	第19条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。
理学療法士及び作業療法士法施行令	厚生労働省	第16条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。
視能訓練士法施行令	厚生労働省	第17条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。
歯科衛生士法施行令	厚生労働省	第9条	国の設置する学校養成所に係る特例の適用対象となる。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	厚生労働省	第8条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。
柔道整復師法施行令	厚生労働省	第9条	国の設置する学校養成施設に係る特例の適用対象となる。
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令	厚生労働省	第2条	国立大学病院が看護師等確保推進者を置いたときは、届出は必要なく、都道府県知事への届出をもって足りるなどの特例が適用される。
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令	厚生労働省	第11条～第13条	国立大学病院は都道府県知事を経由せずに申請書の提出等ができることになる。
航空法	国土交通省	第135条	文部科学大臣及び国土交通大臣が指定する国立大学法人等については、登録申請手数料等を免除される。
種苗法	農林水産省	第6条第2項及び第3項、第38条第2項及び第3項、第47条第2項	文部科学大臣及び農林水産大臣が指定する国立大学法人等については、出願料を免除される。

健康保険法施行規則	厚生労働省	第159条第1項第6号	国立大学病院と健康保険法第76条第3項で定める保険者との契約により、当該医療機関において行われる療養の給付に要する額については、厚生労働大臣の許可を受けることとなる。
児童福祉法施行規則	厚生労働省	第14条	国立大学病院については、担当する結核種別の変更があった場合の申請を都道府県知事ではなく厚生労働大臣に行うこととなる。
医療法施行規則	厚生労働省	第3条の2第1項、第43条	国立大学病院については、特定機能病院の変更届出について除外事項が適用されるとともに、病院等の構造設備について特別の事情がある場合は、別に定める基準を適用する場合がある。
身体障害者福祉法施行規則	厚生労働省	第13条の6	国立大学病院については、指定医療機関に係る届出事項の変更等を都道府県知事ではなく厚生労働大臣に行うこととなる。
生活保護法施行規則	厚生労働省	第10条第1項	国立大学病院については、指定医療機関を受けるための申請を都道府県知事ではなく、厚生労働大臣に行うこととなる。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則	厚生労働省	第12条	国立大学病院が行った当該医療に係る診療報酬については、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等に基づき請求することとなる。
覚せい剤取締法施行規則	厚生労働省	第14条、第17条第1項第16、17号	国立大学病院については、指定証をき損等した場合の再交付請求を都道府県知事を経由せずに、直接厚生労働大臣に行うこととなる。また、立ち入り検査等は、厚生労働大臣の直轄事項となる。
麻薬及び向精神薬取締法施行規則	厚生労働省	第21条、第23条第1項、第24条～第26条、第49条	国立大学病院については、向精神薬試験研究施設設置者の登録等を地方厚生局長に行うこととなる。また、都道府県知事が麻薬等の施用を繰り返すおそれが著しいと認める者に対する必要な医療を行える病院として指定される。
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	厚生労働省	第1条第1号、第1条の3第1号	国立大学病院については、保険医療機関等の指定を受ける際の関係書類が他の医療機関と異なる。
母子保健法施行規則	厚生労働省	第12条	国立大学病院については、届出事項の変更等を都道府県知事ではなく厚生労働大臣に行うこととなる。
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則	厚生労働省	第1条	国立大学病院については、臨床修練病院の指定を受ける際には国立大学法人の同意を得て指定されることとなる。
介護保険法施行規則	厚生労働省	第126条第1項	国立大学病院については、指定を受ける際の関係書類が他の医療機関と異なる。